

令和 8 年度佐倉市役所食堂運営事業（行政財産使用許可）
事業者選定に係る提案評価基準

1. 目的

この基準は、佐倉市役所食堂運営事業（行政財産使用許可）に係る公募型プロポーザルにおける提案事業者のうちから、市にとって条件が最も有利な者を選定するため、必要な事項を定めるものとします。

2. 事業者選定方法

プロポーザル参加者が提出した提案書の内容について評価を行い、総合評価点が最も高い者を第 1 位候補者として選定します。

3. 評価

（1）評価機関

プロポーザル参加者が提出した提案書等の内容についての評価は、佐倉市が設置する「佐倉市役所庁舎内食堂運営事業に係る事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が別表「令和 8 年度佐倉市役所食堂運営事業（行政財産使用許可）に係る事業者提案評価基準表」に基づき行うものとします。

（2）評価方法

提案内容について、選定委員会の各委員が別表「令和 8 年度佐倉市役所食堂運営事業（行政財産使用許可）に係る事業者提案評価基準表」の各評価項目に基づき、5 段階評価（A～E）により評価を行う。

各委員の評価項目ごとの点数を合計したものを「委員評価点」という。

参加事業者ごとの総合評価点は、全委員の委員評価点の平均値として算出するものとする。

総合評価点が最も高い提案者を第 1 位候補者として選定する。

段階	提案の評価状態	配点		
		150 点	100 点	50 点
A	非常に優れた提案	150 点	100 点	50 点
B	優れた提案	120 点	80 点	40 点
C	標準的な提案	90 点	60 点	30 点
D	低い水準の提案	60 点	40 点	20 点
E	非常に低い水準の提案	30 点	20 点	10 点

4. 最低基準点

- ・各選定委員による委員評価点が、1,500 点満点中 750 点以上であること
 - かつ
 - ・いずれの評価項目においても各委員からの E 評価がないこと
- とします。